

議 第 3 号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方公共団体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障の充実、人口減少対策、国土強靱化対策と防災・減災事業の実施に加え、新型コロナウイルス感染症対策等、担うべき役割が増大しており、これに必要な財政措置が課題となっている。

これらの多様なニーズへの対応と行政サービスの質を確保するためには、政府が地方公共団体の行政需要を的確に把握し、これに必要な地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠である。

このような中、今年度の一般財源総額は前年度を上回る額が確保されたものの、地方公共団体においては、コロナ禍によって進行した少子化への対応、疲弊した地域経済の活性化に向けた取組、デジタル化の推進等の喫緊の課題を踏まえた財政運営が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方公共団体がその担うべき役割を確実に実現するため、地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について対策を講ずるよう強く要請する。

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、少子化対策、地域経済の活性化、デジタル化の推進、社会保障、防災・減災等の地方公共団体の財政需要を的確に把握し、反映させること。
- 2 地方交付税による財源調整機能及び財源保障機能の強化を図るとともに、特例的な措置である臨時財政対策債に頼らない自律的な地方財政の確立に引き続き取り組むこと。
- 3 地域間の財源偏在性を是正するための抜本的な解決策を協議すること。
- 4 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を、持続可能な地域社会の維持・構築のために継続すること。